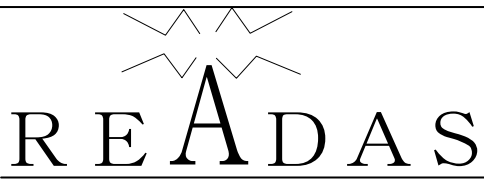


第 4423 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 2月15日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 親族に支出した医療費の医療費控除

Q：家内の入院費を私が払いましたが、この医療費は、私の医療費控除とすることができますでしょうか？

A：することができます。

【解説】

所得税における医療費控除は、「自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費」が対象になりますが、ここでいう医療費とは、その医療費を支出すべき事由が生じた時又は現実に医療費を支払った時の現況において、その医療費を支払った者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費でなければならないこととなっています。

したがって、あなたが配偶者の医療費を支払ったということであれば、その医療費は、あなたの医療費控除の対象とすることができます。

なお、この場合の生計を一にするとは、必ずしも同一家屋内に起居を共にしている場合に限らず、同居していない親族間であっても、生活費の送金が常に行われているような場合は、生計を一にしているものとして認められることとなっています。

ちなみに、生計を一にする親族は、扶養親族や配偶者控除の対象になる者に限られていませんので、所得がある場合や生計を一にする他の所得者の扶養親族等とされているような場合でも、生計が一である限り、認められることとなっています。

